

長与町新図書館等複合施設 整備基本計画

令和4年12月 長与町

目次

第Ⅰ章 長与町新図書館等複合施設整備基本計画について	1
1. 長与町新図書館等複合施設整備基本計画策定の目的	1
2. 長与町新図書館等複合施設整備基本計画の位置づけ	2
(1) 関連各計画	2
(2) 関連各計画との関係図	5
第Ⅱ章 現施設を取り巻く現状と課題	6
1. 対象施設における現在の状況	6
(1) 長与町図書館	6
(2) 長与町健康センター	7
(3) 図書館・健康センターに係る建物の使用経過	8
2. 本町の公共施設全般における現状とあり方	9
第Ⅲ章 整備基本計画	11
1. 複合化の効果と新たな機能	11
(1) 複合化により想定されるメリット	11
(2) 求められる新たな機能	13
2. 建設予定地と周辺環境	14
(1) 建設予定地	14
(2) 周辺環境・アクセス	15
3. 基本コンセプト・基本目標	18
4. 整備方針	20
(1) 共通整備方針	20
(2) 図書館機能整備方針	21
(3) 健康センター機能整備方針	23
(4) 交流・防災機能整備方針	24
5. 適正配置計画	26
(1) 各室の想定規模	26
(2) 各室整備にあたっての留意事項	27
(3) 駐車場・駐輪場と屋外機能	30
6. 環境計画	33
7. 事業スケジュールと整備手法	34
(1) 事業スケジュール	34
(2) 整備手法	34

8. 事業費と財源	35
9. 管理運営計画	36
(1) 施設利用	36
(2) 運営・管理体制	36

第 I 章 長与町新図書館等複合施設整備基本計画について

1. 長与町新図書館等複合施設整備基本計画策定の目的

本町は、長崎市の北約 10km に位置し、東は諫早市、西は時津町、北は大村湾に接しています。町の中心部を流れる長与川流域の盆地と、それを取り巻く丘陵地帯に市街地が広がる自然豊かな町です。

古くから、大村湾に面した温暖な気候に適した柑橘類の栽培で栄えてきましたが、昭和 40 年（1965 年）ごろから長崎市の人口増に伴い宅地化が進み、昭和 40 年代後半から 60 年代までに土地区画整理事業や公共下水道事業などインフラ施設が整備されたほか、小中学校や社会教育施設など多くの公共施設が整備されてきました。その間、本町の人口は大きく増加を見せ、住民基本台帳人口は、昭和 49 年度（1974 年度）末の 17,900 人からピーク時の平成 16 年（2004 年）7 月には 42,951 人へと、30 年で約 25,000 人が急増しました。

それから数十年の時を経た現在、人口は減少に転じましたが、当時建てられた多くの公共施設で老朽化が進行しており、その対応に迫られています。このことは全国においても同じ状況が見られ、国や地方公共団体では、複数の公共施設の複合化や集約化、廃止などの選択を行うことで、整備費用と将来的な維持管理費の削減を図る事例が増えています。

本町においても、財政負担を抑えながら住民サービスを維持していくためには、公共施設の更新・廃止や、建て替え・改修等についての計画的な対応を行っていく必要があります。なかでも昭和 33 年（1958 年）建築の「長与町図書館」と昭和 40 年（1965 年）建築の「長与町健康センター」の 2 施設は早急な対応を迫られおり、両施設については、複合化による新施設の整備を軸に据えてこれまで検討されてきました。

子どもから高齢者まで、幅広い世代が本町に住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりが求められるなか、多くの町民が利用することにより街の賑わいを創出できるような公共施設の整備が期待されています。新たに整備する複合施設が「長与町第 10 次総合計画」まちの将来像【人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ ～幸福度日本一のまちをつくる～】を具現化するための「子育て」「教育」「健康づくり」の一翼を担う施設となり、「住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思われる「幸福度日本一のまち」のランドマークとなることを目指し「長与町新図書館等複合施設整備基本計画」（以下、「整備基本計画」という）を策定します。

2. 長与町新図書館等複合施設整備基本計画の位置づけ

(1) 関連各計画

本整備基本計画は、図書館および健康センターの整備に向けて策定された「長与町新図書館基本構想・基本計画」と「長与町健康センター基本計画」の内容を踏襲し、主にハード面の整備に関わることに焦点を当てて策定されています。

そのほか、以下の総合計画をはじめとする関連各計画とも整合させ、行政課題の解決や目指すまちの将来像の実現を図ることとします。

○ 長与町第10次総合計画（令和3年3月策定）

総合計画は、本町のまちづくりの基本的な方針を示す最上位計画であり、まちの将来像を「人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ ～幸福度日本一のまちをつくる～」とし、その達成に向けた、6つの基本目標と42の施策を定めています。

基本目標の一つ「心を育む教育と文化」に紐づく施策「生涯学習の推進」において、「身近な学習の場、交流の場を兼ね備えた新たな生涯学習の拠点となる新図書館づくりに取り組む」としているほか、基本目標「ぬくもりのある健康と福祉のまち」においては「健康づくりの推進」を施策の一つに設定しています。

また、第10次総合計画と一体的に策定している第2期長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、総合戦略が目指す少子高齢化・人口減少対策に資する分野横断的な戦略プロジェクトの一つである「訪れたい、住んでみたい魅力的なまちづくりプロジェクト」において「新図書館の整備推進」と「公共施設の再配置等の検討」を掲げており、生活環境の魅力を高め、関係人口の創出や移住促進を目指すこととしています。

加えて、「すなおで元気な長与っ子育てプロジェクト」や「健康づくりと長生き・安心まちづくりプロジェクト」においても、幅広い世代における町民一人一人の「健康づくり」を推進することで、子育て環境の充実や定住意識の醸成を図ることとしています。

○ 長与町都市計画マスタープラン（平成23年3月改訂）

都市計画法第18条の2に基づき、市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村の創意工夫の下に住民の意見を反映し、具体性あるまちづくりの将来ビジョンを確立して、将来あるべき町の姿を定めるものです。

本整備基本計画で整備予定の新複合施設が位置する「中央地域核」については、将来都市構造の〈核・ゾーン別基本方針の設定〉で「中心的な地域核として、今後とも商業・業務機能や行政、福祉等の公共公益機能の集積を図ります。」と示しています。

○ 長与町公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）・長与町公共施設個別施設計画（令和 2 年 10 月策定）

全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となる中、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設の計画的な更新・改修・統廃合を行う「公共施設マネジメント」を推進するために「長与町公共施設等総合管理計画」が策定されました。

更に当計画の個別施設計画として策定された「長与町公共施設個別施設計画」では、公共施設の基本方針として、「施設を更新する際には、利用状況を踏まえた施設規模とするほか、他施設との複合化・集約化を検討・実施することで、保有量の縮減を図る。」ことを定めています。

中でも、施設類型ごとの管理計画においては、長与町図書館の今後の方針を「本計画期間内に更新（新図書館の建設）を行う。」と、長与町健康センターの今後の方針を、「本計画期間内に更新に向けた方向性の検討を行う。」としています。

○ 長与町コンパクトシティ構想（平成 25 年 11 月策定）

長与町総合開発審議会の専門的事項の調査部会として「長与町コンパクトシティ構想推進委員会」が発足し、公共施設の適正配置について、特に、老朽化が著しく、スペースが不足している長与町図書館の建て替えに関し、「図書館は今後の長与町のまちづくりの核となる施設」として位置づけ、その建設場所の候補地について検討を行いました。その結果、「榎の鼻土地区画整理事業保留地（当時）」を含む 2 カ所の推薦が行われ、最終的な建設予定地の決定に繋がりました。

○ 長与町第 2 期教育振興基本計画（令和 3 年 3 月策定）

長与町第 10 次総合計画の教育に関わる分野を担うものであり、教育基本法に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定されました。

基本目標を「心を育む教育と文化の創造」とし、施策の 1 つ「生涯学習の推進」において、努力目標「学びあう心を育てる生涯学習の推進」を掲げ、「生涯学習関連施設の整備」に関わる主な取組として「新図書館の整備推進」が位置づけられています。

○ 長与町新図書館基本構想・基本計画（令和 4 年 9 月策定）

令和 3 年 7 月、教育委員会に「新図書館整備計画検討委員会」が設置され、全 11 回の会議を経て策定されました。

新図書館の基本理念を「未来をひらく みんなの図書館～出会う・つながる・学びあう～」と定め、目指すべき図書館の姿を下記のように描き、具現化に取り組むこととしています。
「未来をひらく」：未来をひらき、地域の文化を育む「人づくり・まちづくり」を

支える図書館

「出会う」：地域の情報拠点として、「人と本」「人と情報」「人と人」の出会いを支える図書館

「つながる」：世代を超えた居場所づくりと交流により、新しいつながりを生み出す図書館

「学びあう」：「知りたい」「分かってほしい」「解決してほしい」といった知的好奇心を刺激し、創造と学びを支える図書館

○ 第2次健康ながよ21（平成25年3月策定）

健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」であり、本町における健康関連施策に関する基本的な方向を示すものです。

健康づくり等の施策について、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標として掲げ、方針の中で健康づくりの取組を推進するための環境整備について定めています。

○ 長与町健康センター基本計画（令和3年12月策定）

施設の老朽化や保健事業需要の増大等の課題を受け、新健康センター建設に向けた方向づけを行うため策定されました。一般住民・ボランティアスタッフを対象としたアンケート調査の結果等を踏まえ、新健康センター整備の基本方針等を定めています。

○ 長与町健康のまち宣言（平成31年2月）

すべての町民が手を携えて、積極的に健康づくりに取り組み、共に生きる喜びを感じながら幸福度日本一の長与町を築くため、本町では町制施行50周年を記念して、次の宣言を行っています。

1. 自らの健康に関心をもち、健康診断をすすんで受診します。
1. バランスのとれた食生活を心がけ、減塩に取り組みます。
1. 適度な運動・スポーツを通じて、健康的なからだをつくります。
1. 十分な睡眠・休養をとり、心やすらぐ時間を大切にします。
1. 家族・地域で支え合い、健康と幸せの輪を広げます。

○ 第3次長与町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成30年3月策定）

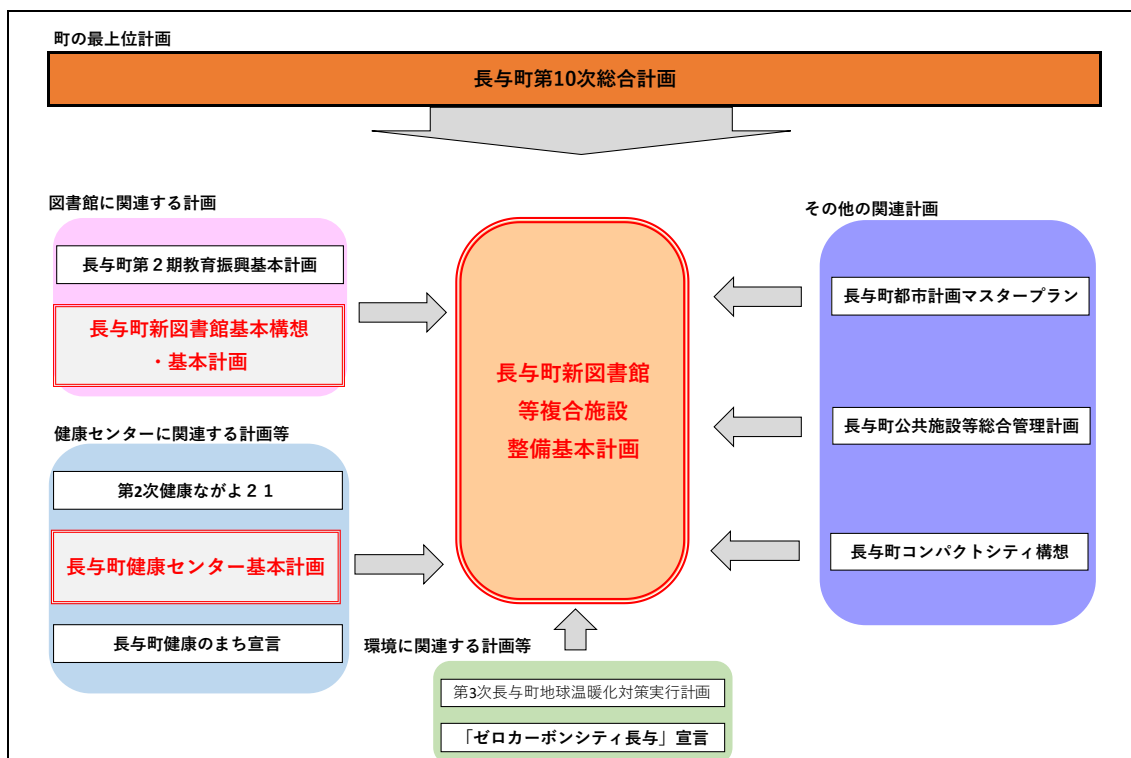
地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、本町の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための取組や総排出量の削減目標を定め、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として策定されています。

「建築物の建築・管理等に関する取組」については、「設計・施工段階」、「管理段階」の各段階において、省エネルギー型設備の設置や自然採光を活用した設計などの事項が規定されています。また、その他「緑化等の推進」、「廃棄物の減量に関する取組」等についても規定があります。

○「ゼロカーボンシティ長与」宣言（令和3年3月）

長崎市、時津町とともに「ゼロカーボンシティ共同宣言」を行い、豊かな環境を子どもたちや未来の世代に受け継いでいくため、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを達成し、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

(2) 関連各計画との関係図



第Ⅱ章 現施設を取り巻く現状と課題

1. 対象施設における現在の状況

(1) 長与町図書館

長与町における図書館サービスは、昭和 59 年（1984 年）7 月に開始した自動車文庫「ほほえみ号」の巡回から始まっています。その後、長与町役場庁舎の移転に伴い旧庁舎を改修し、平成元年（1989 年）4 月に長与町図書館として開館しました。

現建物は、昭和 33 年（1958 年）に建設された旧役場庁舎を増改築した鉄筋コンクリート造りと、増築した鉄骨造りの建築物で、旧庁舎移転後の平成元年（1989 年）に 1 階・2 階を図書館、3 階を健康センターとして開館しました。その後、平成 16 年（2004 年）4 月に健康センターが県立高等技術専門校跡地に移転し、3 階を長与町水道局として使用していましたが、平成 23 年（2011 年）4 月から全館を図書館として使用しています。

長与町図書館は、開館以来、「町民の教育の振興と文化の発展に寄与し、親しまれる図書館づくり」を目指して、図書資料・郷土資料・視聴覚資料等の収集・整備・提供・保存に努めてきました。また、生涯学習の拠点として、新たな知識や情報を発信するとともに、一人一人の学びや各種団体等の活動を支えてきました。

しかしながら、建築から 64 年を経た現在、雨漏りが頻繁に発生するなど施設の老朽化が進んでいるほか、保管スペースが不足するなど様々な課題を抱えています。

また、増改築した 3 階建の建物であることから、図書館としては利活用しづらく、延床面積に対する利活用面積の割合は高くありません。建物の構造上、荷重がかかる開架スペースを 1 階に限定せざるを得ないことから、開架スペースは狭く、日本図書館協会が掲げる基準値からすれば、蔵書冊数、開架冊数ともに大幅に少ない状況です。駐車区画数も、玄関側 4 台のほか隣接する長与町公民館と併用のため少なく、車での来館者は不便を強いられています。

このようなことから、「新しい図書館づくり」を目指し、平成 24 年（2012 年）に「長与町立図書館整備計画検討委員会」が発足し、「長与町立図書館に関する町民アンケート調査」を経て、平成 26 年（2014 年）7 月「長与町立図書館整備基本計画書」が、更に同年「長与町新図書館基本構想策定委員会」が設置され、平成 27 年（2015 年）3 月には新図書館建設の基本的な考えとその方向性を示した「長与町新図書館基本構想」がそれぞれ策定されました。また、平成 28 年（2016 年）3 月には、長与町が事業推進のため新図書館建設用地を取得しましたが、新図書館整備計画は進展しませんでした。

その後、令和 3 年（2021 年）に「新図書館整備計画検討委員会」が再度設置され、新しい図書館が目指す基本理念や整備方針などの議論が行われ、令和 4 年（2022 年）9 月に新たな「長与町新図書館基本構想・基本計画」が策定されたところです。

新複合施設では、十分な開架面積や駐車場の確保はもとより、近代・未来の図書館に求められる設備と機能を備えた施設構成が求められます。

○ 長与町図書館の施設概要

所在地	長与町嬉里郷636番地1
構造	RC造（鉄筋コンクリート造）/増築部分S造（鉄骨造）
階層	3階建て
延べ床面積	1,666.3 m ²
建築年	1958年
蔵書冊数	一般書 43,892冊、児童書 28,568冊、視聴覚資料 3,533点 点 総計 75,993点/電子書籍 2,839点（R3末）
登録者数	一般 15,736人/電子書籍 1,216人（R3末）
貸出可能冊数	図書等と視聴覚資料を合わせて25点以内/15日以内 電子書籍は2点以内/15日以内
利用実績	貸出点数 222,375点、利用人数（延べ）46,154人 貸出冊数 5.48冊/人（R3）
開館時間/休館日	火～日曜 10時～18時/月曜・祝日・年末年始・お盆・ 図書整理日・蔵書整理期間
職員数	館長1名、司書4名、司書補助員5名

(2) 長与町健康センター

健康センターは、町民の健康づくりの活動拠点として重要な役割を果たす施設で、健康増進法等に基づき、主に母子保健事業、健康増進事業が行われています。

現在の建物は、昭和40年（1965年）に県立長崎専修職業訓練校（現県立長崎高等技術専門学校）として建築されましたが、同校が移転されたため長与町が跡地と建物を購入し、躯体はそのまま、外装、内装、電気設備、給排水設備等を改修して、平成16年（2004年）に1・2階部分を「長与町ふれあいセンター」として、3・4階部分を「長与町健康センター」として開館しました。

建築から57年を経過し老朽化が進んでおり、令和2年度（2020年度）に策定された長与町公共施設個別施設計画においては、今後の施設整備の方針について、「老朽化が進行しており、今後10年程で目標使用年数に達することから、大規模改修を行うのではなく、不具合箇所について適宜修繕を行い、本計画期間内（10年間）に更新に向けた方向性の検討を行う」としています。

その他、施設使用や活動面においても、保健事業の需要増大による施設の狭隘化に加え、医療・保健制度改正や高齢化に伴う介護予防の強化促進など、機能の充実・強化が必要となっています。また、図書館と同じく、他の目的で整備された建物を改修して使用してい

るため、円滑に事業を行う上で、スペースの使い勝手の面などにおいても課題があります。

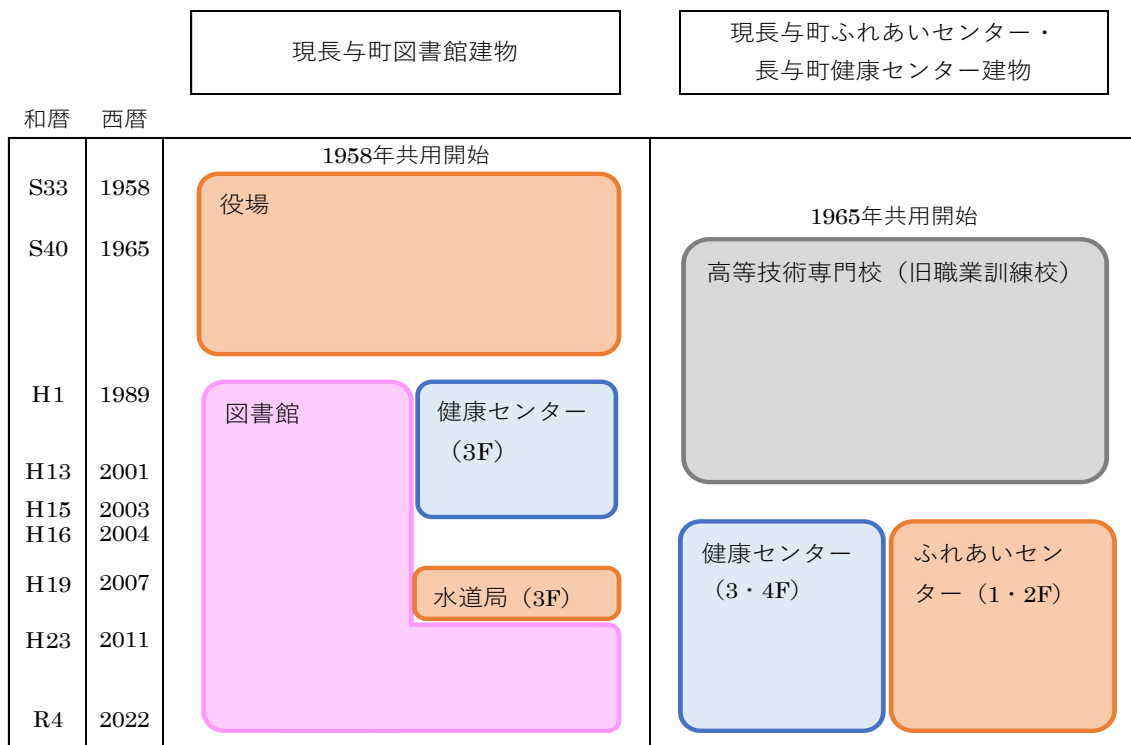
健康センターは、町民の健康づくり拠点として安心して利用できることが重要であり、利用実態とニーズに合った施設の整備が求められます。

○ 長与町健康センターの施設概要

所在地	長与町高田郷2005番地3
構造	RC造（鉄筋コンクリート造）
階層	4階建て（3・4階部分長与町健康センター、1・2階部分長与町ふれあいセンター）
延べ床面積	678.4 m ² （3・4階部分面積。1階調理室・和室を含めると814.7 m ² ）
建築年	1965年
利用実績	316回（R3事業回数）・18,187人（R3利用人数）
開館時間／休館日	月～金曜9時～15時45分／祝日・年末年始・お盆（その他事業実施に応じて開館）
職員	事務職員 1名

（3）図書館・健康センターに係る建物の使用経過

現「長与町図書館」と現「長与町ふれあいセンター・長与町健康センター」の建物は、建築以来、下記のような用途に使用されてきました。



2. 本町の公共施設全般における現状とあり方

本町では、公共施設・インフラ施設の管理等に関する基本的な方針を取りまとめた「長与町公共施設等総合管理計画」を策定し、保有する公共施設・インフラ施設の現状を適切に把握し、人口、財政等の観点から調査・分析を行いながら、本町が持つ地域の特性やまちづくりの視点等を加味したうえで、戦略的な方針に基づき、施設の維持管理・改修・更新を推進していくこととしています。

○ 町保有施設の老朽化

昭和 33 年（1958 年）に建築された現長与町図書館は、本町保有の公共施設の中でも最も古いものですが、その他の公共施設は 1960 年代から増え始め、1970 年代後半から 1980 年頃と 1980 年代後半にかけて集中的に建てられています。

図書館以外でも、現在多くの施設で老朽化が進み、「保健・福祉施設」の約半数は、建築後 50 年以上が経過している状況です。

また、耐震性能においては、学校教育系施設においては耐震診断及び耐震補強はすべて完了しているものの、その他の施設においては、昭和 56 年（1981 年）以前の旧耐震基準による建物であって耐震補強が実施されていないものも一部存在しています。

老朽化していく施設に対しては、日常点検や定期点検などの維持管理を実施しながら、長期にわたって使用できるように長寿命化計画の策定等により計画的な施設管理を行っていく必要があります。

また、今後整備を行う公共施設については、空間の自由度や躯体の耐久性を高めることで、より長期間の使用に耐えうる構造とする必要があります。

○ 人口減少・高齢化時代の公共施設のあり方

本町の人口は年々減少してきており、令和 3 年度（2021 年度）末住民基本台帳人口は 40,614 人です。内訳としては、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある中で、老年人口の割合は上昇しており、令和 3 年度（2021 年度）末時点での高齢化率は 27.8% です。

今後も同様の傾向が続くことが予想されるなか、公共施設等の質的・量的な需要が変化していくことが考えられ、利用状況や住民ニーズを的確に把握していくことが重要です。

行政サービスを提供する上では、その拠点となる施設を確保し、品質を向上させることが求められますが、有効に活用されていない施設は、統廃合や用途変更の検討も必要です。公共施設等は、それを保有することで維持管理コストが発生し続けることを念頭に置き、適正配置、保有量の適正化に努める必要があります。

また、公共施設等の新設にあたっては、需要や維持管理にかかるコストなどの将来予測を踏まえ、本町のサイズに適合したものとすることが重要であるほか、民間代替の可能性

も検討する必要があります。

○ 財政面から見た公共施設への対応

このような状況に対応していくため、今後、中・長期にわたって多額の施設更新費用が必要になっていくと考えられます。現在、町の財政支出において最も多くを占めている民生費は、今後も高齢化の進展等に伴いさらに増加していくことが予想されますが、そのような状況下で、公共施設等の維持管理・更新等にかかる事業費を確保することが大きな課題となります。

公共施設等の改修・更新にあたっては、長寿命化を計画的に行いながら維持管理をより効果的・効率的に実施し、適正な機能や規模を設定し、施設の統廃合も含めた様々な方策により、必要経費の縮減や、支出が単年度に集中しないように平準化を図っていくことが必要です。

第Ⅲ章 整備基本計画

1. 複合化の効果と新たな機能

新図書館の整備方法について、他の施設との複合化を含めて様々な可能性が検討されてきましたが、「長与町公共施設等総合管理計画」に基づき、健康センターについても同じく老朽化が進んでいる状況などから、2施設を合築する方針となりました。

複合化により、図書館と健康センターが持つそれぞれ単独の機能に加えて、両施設の相互利用による相乗効果、整備や運営に係る経費の効率化といったメリットが考えられます。

さらに新複合施設には、これまでになかった、子どもの遊び場や運動できる場所などの機能が求められており、これらが加わることでさらなる賑わいが生まれ、より多くの人が集う活動の拠点となることが期待されます。

(1) 複合化により想定されるメリット

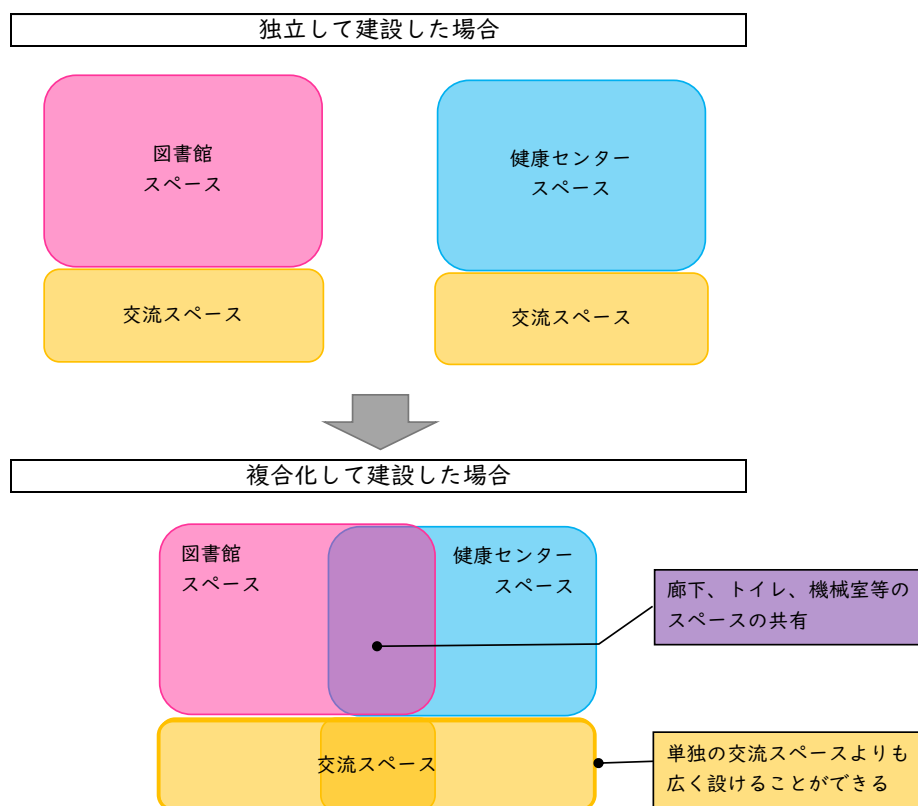
① 機能の複合化による集客や事業への相乗効果

- 施設を訪れた利用者が、ほかの機能施設に立ち寄るといった効果が生まれます。健診に来た方が本と出会う機会が増えることや、図書館利用者の健康づくりに関する意識が高まるなどの相乗効果が見込まれます。
- 相互利用により利用者の増加につながり、幅広い年齢層の利用者が集うことにより、世代を超えた利用者同士の交流が促進されます。
- 多様な目的を持つ方が訪れることにより、単独施設のみでは得られない地域の賑わいが創造できる拠点となります。また、周辺の民間施設等も含めて、相互に利用者の流動性が高まり、活発な往来がさらなる賑わいを生み出します。
- 機能融合による新たなサービスの創出が期待できます。

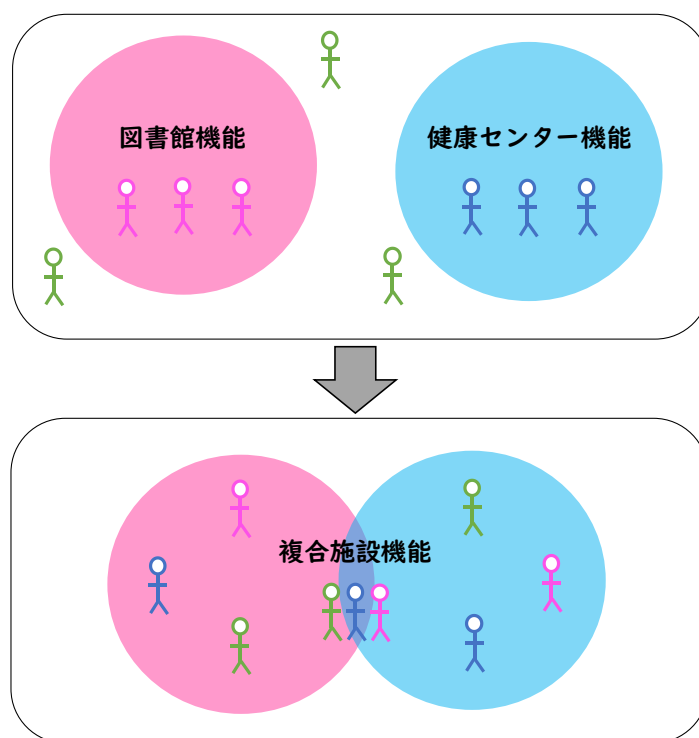
② 複数施設の合築による整備費用の縮減と運営効率化

- 各施設を単独で建て替える場合と比べて、エントランス、通路、トイレ、授乳室、駐車場などの機能を集約化できるため、施設規模を抑え、敷地も有効に活用できます。
- 延べ床面積の縮減等により、建築にかかる工事費や設計費などの事業費を縮減することができます。
- 複合化することにより、スケールメリットを活かした施設の維持管理が可能となり、維持管理費用の圧縮を図ることができます。
- 各施設窓口や貸出業務など従事する職員の適正な配置を図ることで、業務の効率化を図ることができます。
- 公共施設の「集約化・複合化事業」を対象とした地方債の制度活用による財政的メリットがあります。

○ 複合化によるスペースの有効活用のイメージ



○ 複合化による機能の相乗効果のイメージ



(2) 求められる新たな機能

新複合施設の機能については、図書館および健康センターの従来の機能に加えて、子どもの遊び場や運動できる場所、憩いの場などの新たな機能が求められています。

新図書館基本計画においては、次のような基本的な図書館機能以外の「その他のスペース」の整備が求められています。

- ・会議室
- ・カフェ、飲食できるスペース、または憩いの場
- ・世代を超えた交流の場
- ・防音室
- ・室内プレイルーム
- ・発表会で使えるホール
- ・長与の文化財等の展示スペース
- ・屋上（公園、眺望、菜園など）

また、健康センターの整備においては、利用者やボランティアスタッフを対象に行ったアンケート調査を基にして、健康センター基本計画の中で次のようなスペースの整備が求められています。

- ・運動ができるスペース
- ・こどもの遊び場（遊具）
- ・友人等とくつろげるスペース
- ・ミーティングルーム（ボランティア活動の場）

新複合施設は、学び、健康、子育てといった町民の活動をサポートできる施設とする必要があります。

そこでは、運動を通して健康づくりを行ったり、親子で絵本を読んだり、遊具で楽しんだり、気軽に集い、交流を深めたりと、様々な目的の活動に対応できることで、多世代の来客をもたらし、町民同士の交流が促進され賑わいの創出につながります。

また、ゆっくりと憩うことができる場も必要です。

そのほか、災害時における避難場所としての機能も持つ施設として整備する必要があります。

2. 建設予定地と周辺環境

(1) 建設予定地

新複合施設の建設予定地は、町の中央地域核の榎の鼻地区内の公益施設用地であり、「長与町コンパクトシティ構想に対する提言書」の内容等を受けて決定されたものです。

この場所に建設するメリットとしては、町の中心部に位置し各地からアクセスしやすいことや、駐車場を整備するための十分な敷地が確保できることなどが挙げられます。

○ 建設予定地の概要

地番	長与町北陽台1丁目4番1、4番2、4番3、4番4			
面積	10,395.70 m ² (平地 8,429.25 m ² 、法面 1,966.45 m ²)			
所有者	長与町			
用途地域	第一種住居地域 (地区計画による建築物等の用途の制限あり)			
建蔽率・容積率	建蔽率 60%・容積率 200%			
接道	南東側 町道西高田線 道路幅員 17.0m 南西側 町道北陽台中央線 道路幅員 12.0m			
防火指定	防火地域指定なし 建築基準法 22 条地域			
日影規制	あり (長崎県建築基準条例に準ずる)			
	地域又は区域	制限を受ける建築物	日影規制時間	測定面
	第一種住居地域	高さが 10m を超える建築物	3 時間/5 時間	平均地盤高±4m

【建設予定地の状況 (航空写真)】



○ 関連する主な法令・例規等

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・長崎県建築基準条例
- ・長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (榎の鼻地区整備計画区域)

(2) 周辺環境・アクセス

○ 施設を取り巻く環境

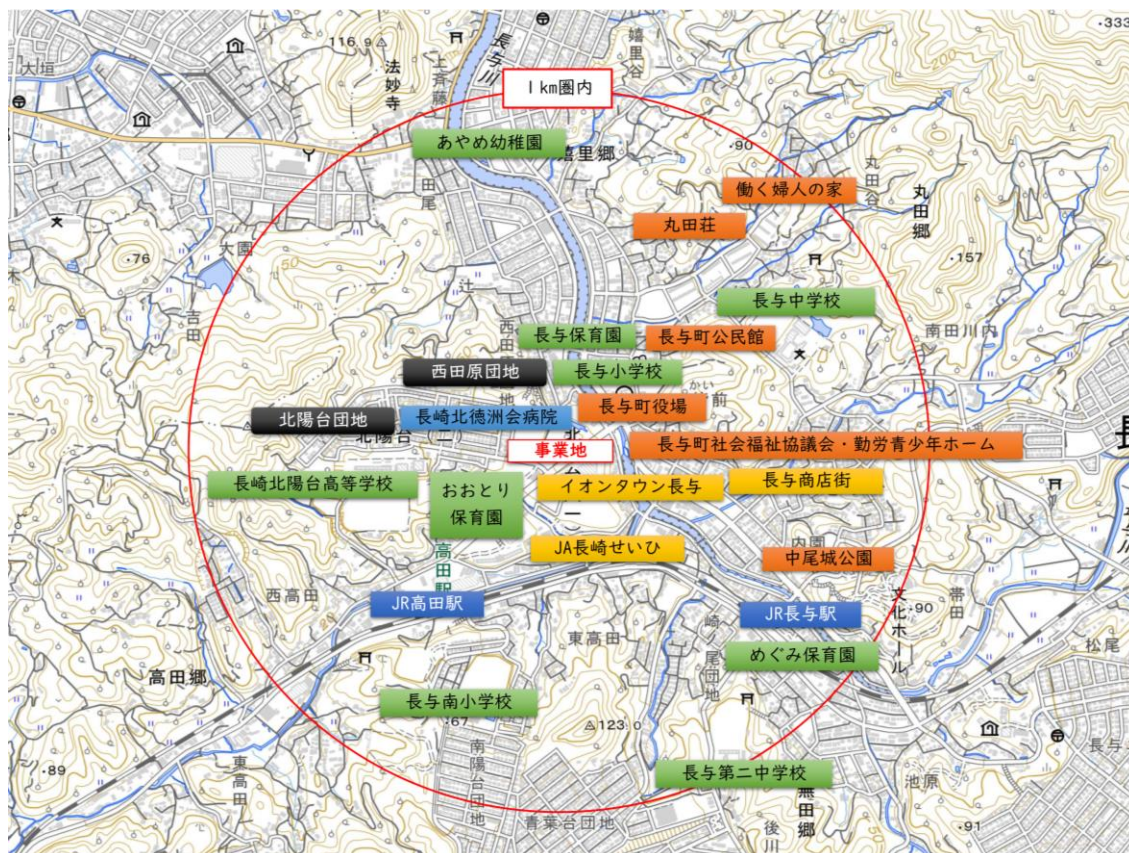
本町は、長崎市や時津町と生活圏を共有しており、通勤・通学、買い物などによる往来の多い町です。建設予定地のある北陽台団地は長与中央地区に属し、町内外の移動が多く人々が訪れる本町の中心区域です。

周辺には、公共施設として長与町役場、長与町公民館、長与町老人福祉センター「丸田荘」、教育・保育施設としては徒歩圏内に長崎県立長崎北陽台高校、長与中学校、長与小学校のほか保育園や学童保育が位置しており、多くの児童・生徒の来館も予想されます。また、大型商業施設としては、イオンタウン長与も近隣に立地しており、日常の利用者も多くなっています。さらに、建設予定地の隣には二次救急医療機関である長崎北徳洲会病院が立地しています。

○ 建設予定地から半径1km以内の主な施設

公共施設	・長与町役場、長与町公民館、長与町老人福祉センター「丸田荘」、 勤労青少年ホーム、長与町社会福祉協議会、中尾城公園
商業施設	・イオンタウン長与 ・長与商店街 ・J A長崎せいひ長与支店
教育・保育施設	・長与小学校、長与南小学校、長与中学校、長与第二中学校、長 崎北陽台高等学校、 ・おおとり保育園、長与保育園、あやめ幼稚園、めぐみ保育園
医療機関	・長崎北徳洲会病院
鉄道駅	・J R 「高田駅」「長与駅」
バス停	・長崎バス「北陽台団地入口」「徳洲会病院前」ほか

【予定地周辺図（半径1 km圏内）】



出典：国土地理院電子地図を加工して作成

○ インフラ

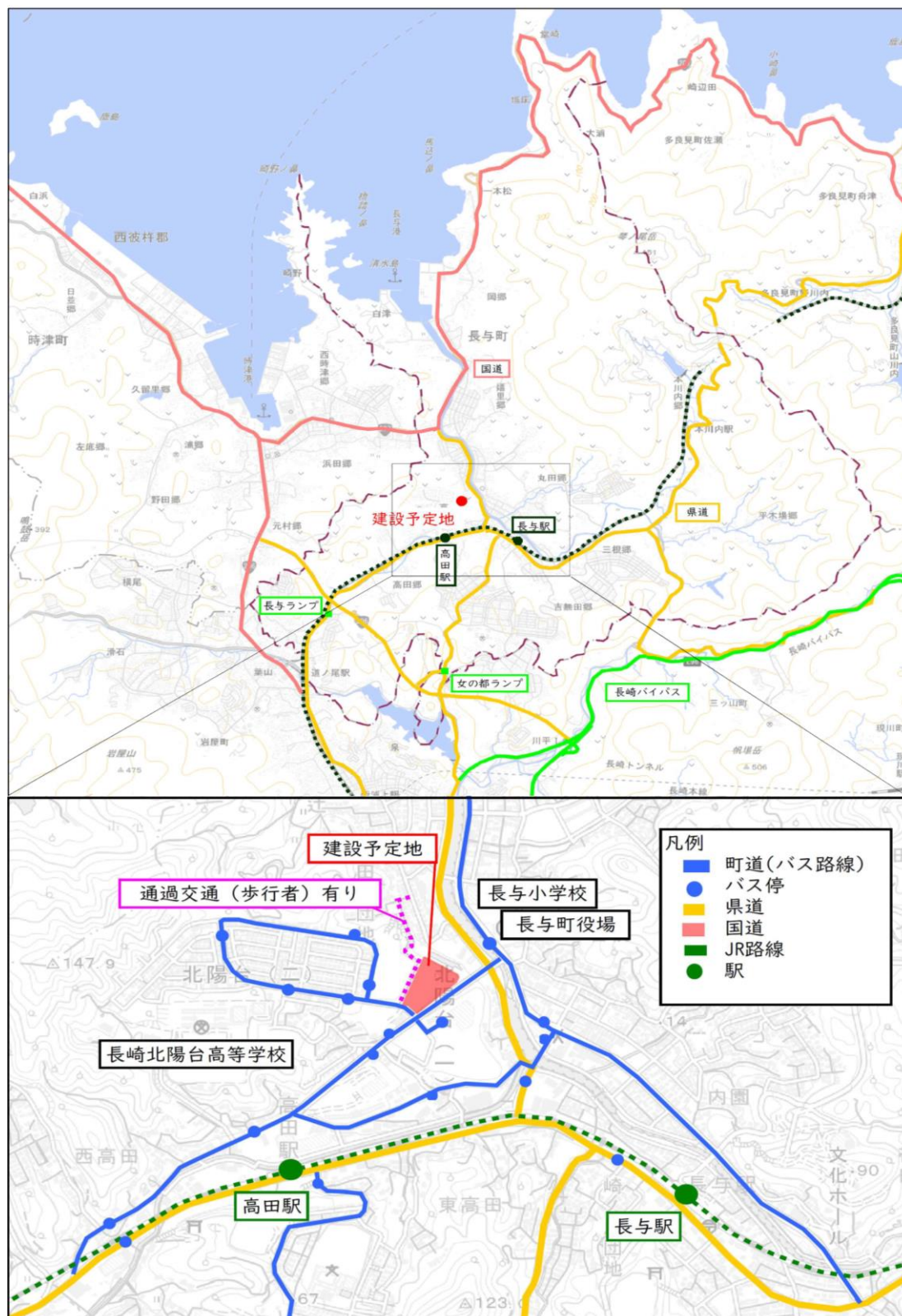
上水道	・北陽台中央線より口径 75 mm のポリエチレン製引込管有
下水道	・北陽台中央線側に $\phi 200 \times 300$ mm の小型マンホール有
ガス	・北陽台中央線側より口径 100 mm のポリエチレン製引込管有
電気	・設計時調査

○ アクセス

公共交通は、JR 長崎本線（長与経由）高田駅が近隣に位置しているほか、長崎バスの路線沿いで、バスによるアクセスが可能です。また、遠方から自動車により来訪する場合は、長崎自動車道多良見 I C～長崎バイパス～川平有料道路を利用し、長与ランプまたは女の都ランプで下車後、約 10 分で到着します。

鉄道、バス、自動車、徒歩など、様々な手段により、各方向からのアクセスが容易です。

【周辺アクセス図】



出典：国土地理院電子地図を加工して作成

3. 基本コンセプト・基本目標

本町は、長与町第10次総合計画の基本構想におけるまちの将来像を「人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ～幸福度日本一のまちをつくる～」と定め、目指す姿の一つとして「人と人の繋がりがあふれる、安心して暮らせるまち」とすることを掲げています。これは、町民一人一人が有する資質や可能性を育て、開花させることができるような地域社会を表現したものであり、次世代を担う子どもたちを健全に育成し、各世代が健康づくり、スポーツ等を通じ、誰もが心身ともに健康に暮らすことができる社会を目指すものです。

新複合施設は、本町の中心地域に所在し、図書館と健康センターの基本機能はもとより、町民同士の交流機能を併せ持つことで、多様な人々が集まり交流が生まれる場所となります。そこでは、人々が集うことで、学び、育み、ふれあいながら日々の課題を乗り越え、未来を創造し、あらゆる世代の人々のための居場所となり、幸福度を高められることを目指します。

以上のことから、本整備基本計画における基本コンセプト、基本目標を次のとおり定めます。

○ 基本コンセプト

学び・育み・ふれあいの拠点

○ 基本目標

① 人々が集まり賑わう施設づくり

- ・ 町内の各地域からアクセスしやすい中心地域という立地を活かし、利便性が高く多くの利用者が集まるような施設とします。
- ・ 人と人が結びつき、賑わい・交流により地域の魅力が創出される、拠点性の高い施設を目指します。
- ・ 健康増進、子育て支援、情報の収集、町民活動等、複数の機能を導入することで相乗効果を生み、子どもから高齢者までの様々な人々の繋がりを生み出し、活力あるまちづくりに繋がることを目指します。

② 人々に求められ、親しまれる施設づくり

- ・ 町民の学習や活動を支援し、求められる資料・情報を収集し提供することで、地域の情報発信・情報提供の拠点とします。
- ・ 皆が学び成長できる場とし、人々の生き方の多様化が進む時代においても、地域の課題を解決するための取組みが行われる場の創出に努めます。
- ・ 人、歴史、文化や食など地域の資源を有効に活用することで、郷土愛の醸成や定住促進

- に寄与し、将来の長与町に誇りを持てるような施設づくりを行います。
- 憩いや安らぎの空間を創設することで、利用者に親しまれる施設とします。
- ③ 人々が安心して利用できる施設づくり
- 町民が元気で健康を維持し、永く豊かに暮らすことが出来るように、取組みや環境の実現に努めます。
 - 子どもから高齢者、障害者など誰にとっても心地の良い居場所となり、皆が自由に楽しむことができる空間づくりを目指します。
 - 環境に配慮した整備を行い、持続可能なまちづくりに繋がる施設とします。

4. 整備方針

(1) 共通整備方針

新複合施設は、従来の「図書館機能」、「健康センター機能」に新たな「交流・防災機能」を加え、3つの機能を持つ施設として整備します。

A	図書館機能
B	健康センター機能
C	交流・防災機能

整備にあたっては、複合化による相乗効果と効率化のメリットを活かしつつ、誰もが利用しやすい施設とするため、次のことを共通整備方針とします。

① 利便性の向上と機能連携

利用者にとって使いやすい施設とするため、見通しの良い空間とし、見やすく分かりやすい統一感のある案内サインの設置やデジタルサイネージ（電子掲示板）の導入を進めます。また、フリーWi-Fiの導入など情報通信技術の活用を図ります。

多目的室や子どもの遊び場などの交流スペースを活用しながら、複合施設の利点を活かした機能連携を図り、新たなにぎわいを創出することに努めます。

② 安全・安心に利用できる施設

乳幼児、高齢者、障害者、外国人等を含め、全ての人が利用しやすいように、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計を行います。また、人の目が届き、死角のできにくい空間づくりに配慮し、誰もが安全・安心に利用できる施設とします。

耐震性の確保や緊急時に備えた避難経路の確保、設備配置に配慮した設計とし、災害時等において避難施設として使用することを想定した整備を行います。

③ スペースの共用化と適切な配置

複合化により共用化が可能なトイレ、授乳室、通路、駐車場等について、総合的な観点から効率的な整備を行います。

各室の使い方、利用頻度見込、利用者の動線、管理上の効率性等の観点から適切な広さ・部屋数とし、各部屋やスペースは、各々の役割を果たしながらも、有機的につながる配置とします。

また、「静かな空間」と「賑わいのある空間」を分け、メリハリのある配置を行います。

④ 環境に配慮した設備・施設

省エネ設備や再生可能エネルギーの導入により、環境負荷の低減に配慮した設計とします。近隣の住居環境に関して、騒音、振動、日照、通風、悪臭、排水及び火災危険度に関する事項について十分に配慮します。

⑤ 効率的な管理運営

複合化により可能となる業務整理を行うことで維持管理費の縮減を図り、最小の経費で最大の効果を上げる工夫を行っていきます。ライフスタイルや社会情勢の変化に対応した効果的・効率的な施設運営を行います。さらに、維持管理費の縮減と事務効率化のため、保守等の維持管理業務について包括的管理委託の検討を行います。

⑥ 敷地の有効活用

施設建設用地のうち平地面積は 8,429.25 m²となっていますが、中心市街地が望める東側法面約 2,000 m²の有効活用を検討します。

⑦ 将来を見据えた施設整備

数十年後にも施設が使用されることを見据え、デジタル化、施設目的の多様化など時代の変化に対しても柔軟に対応することが可能となるように、広い観点から整備を行います。

○ 関連する主な法令・例規等

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 長崎県福祉のまちづくり条例

(2) 図書館機能整備方針

図書館機能については、次の方針で整備します。

① 資料の収集・提供

- ・ 資料は、図書、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD・DVD等）、電子資料（CD ROM・電子書籍等ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）、ファイル資料、パンフレット、町の独自資料、その他図書以外の資料等、町民のニーズに対応できるよう多様な資料とします。

(万冊)

- ・ 蔵書数は開館時 10 万冊を想定し、将来的には 15 万冊を目指します。

蔵書数	開架冊数		閉架冊数	
	一般書	児童書		
15.0	12.0	7.2	4.8	3.0

- ・ 電子図書館は 2,000 タイトル以上を維持します。
- ・ 地域資料等のデジタル化に取り組みます。
- ・ 貸出の利便性と蔵書管理の効率化等のため、図書に IC タグを貼り付け、自動貸出機を設置します。また、セキュリティゲート（BDS）を設置し、自動貸出機と連携したシステムにより、館内蔵書の管理を強化します。

- ・ 自動車文庫の活用を図ります。また、町内各地域にある公民館とのネットワーク化を図り、図書館まで来館できない方々の利便性を考慮します。
- ・ 郷土資料等を収集、保存、発信することで、ふるさとを学ぶ機会の提供と郷土愛の育成を図ります。

② 滞在型・課題解決型図書館を考慮した施設づくり

- ・ 図書の貸出や閲覧だけでなく、読書、調査、課題解決、交流など多様な利用に対応します。
- ・ 自宅や職場、学校でもない第三の居場所（サードプレイス）として、長時間の利用を可能とする快適感・安心感を抱かせる空間づくりを行います。また、じっくり調査活動ができる閲覧室の充実を図ると同時に、落ち着いて過ごすことができる場を確保します。
- ・ 図書館に集う人たちが、様々な課題を話し合ったり、情報を交換したりするなど、交流の場を創り出します。
- ・ テーマを決めた資料の展示や学習会、講演会等を開催します。
- ・ 多様化する利用者の学習スタイルやニーズに応えられるよう学習環境を整備します。
- ・ 長与町図書館利用者友の会やボランティアについて、活動がさらに充実・発展していくよう、支援や連携を行います。

○ 必要な図書館機能

機能	概要
図書館エントランス	図書館案内、情報掲示、BDS
一般開架スペース	一般開架図書、新聞雑誌コーナー、図書貸出・返却カウンター、レファレンス・レフェラル、郷土資料展示
児童開架スペース	児童開架図書、おはなし会スペース
視聴覚スペース	DVD視聴、ポータブルプレイヤー使用
閲覧スペース	書籍の閲覧、学習
グループ学習スペース	グループ学習、協議
書庫	閉架図書保管
事務室等	事務室、作業室、倉庫、更衣室、職員休憩室
自動車文庫	自動車文庫の運行

○ 関連する主な法令・例規等

- ・図書館法
- ・教育基本法
- ・社会教育法
- ・長与町図書館の設置及び管理に関する条例
- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)
- ・認知症にやさしい図書館ガイドライン

(3) 健康センター機能整備方針

健康センター機能については、次の方針で整備します。

① 各種健診や健康相談など、各種保健サービスを提供する「サービス提供機能」

町民の健康増進及び保健衛生の向上を目指した施設として、健康相談、健康教育、健康診査など対人サービスを提供し、健康づくりを推進します。

② 住民自らが行う健康づくりのための活動支援や活動の場を提供する「住民活動支援機能」

町民交流の拠点として、心身の健康づくりの確保など総合的な健康増進を推進し、町民一人一人が生涯を通じて、健康で生きがいのある生活を送るための集いの場となることを目指し施設の有効活用を推進します。

○ 必要な健康センター機能

機能	概要
健診室	成人保健事業・母子保健事業
診察室	成人保健事業・母子保健事業
相談室	成人保健事業・母子保健事業
栄養指導室	成人保健事業・母子保健事業
倉庫	大型備品等の収納
事務室等	事務室、受付カウンター、倉庫、ランドリー、職員休憩室

○ 関連する主な法令・例規等

- ・ 地域保健法
- ・ 母子保健法
- ・ 健康増進法
- ・ 長与町健康センターの設置及び管理に関する条例

(4) 交流・防災機能整備方針

新複合施設においては、新たに下記の機能・設備を整備します。

① 運動機能

軽運動を通じた健康づくりや運動習慣の定着等による一次予防に重点をおいた対策を進めるため、運動教室等の保健事業が実施できる運動スペースを整備します。

さらに一般貸出も可能な施設とします。

② 集いの機能

講演会やイベントなど、人々が集い、交流することができるスペースを整備します。

③ 憩いの機能

誰もが利用でき、くつろぎ、安らぐことが出来る場所として、カフェや販売・飲食スペースなどの憩いの場を整備します。また、多世代間の交流の促進につながる場としても期待されます。

④ こどもの遊び場機能

子どもは、運動を通して自分の意志で様々な体を動かすことを覚え、さらに遊びを通して社会性を学び成長します。子どもの心身の健全な発達を促すと共に、親子のふれあい、お友達作り、情報交換の場となる「地域生活の交流の場」となるような魅力ある施設を整備します。

⑤ ボランティア活動機能

図書館や健康センターの事業においては、事業に関わるボランティアスタッフの活動が必要不可欠なものとなっています。ボランティアスタッフ等の自主的な活動を促し、今後の「住民活動の広がりや活性化」を目指します。

⑥ 防災機能

災害時には避難所としての重要な役割を担うことから、避難者の安全に配慮した

部屋の造りや配置を考慮した整備を行います。また、防災備品等を備えた防災備蓄倉庫を設置します。

○必要な交流・防災機能

機能	概要
運動	軽運動、健康増進事業、介護予防事業
集い	講演会、会議、展示
憩い	飲食、販売、休憩
こどもの遊び場	遊具を使ったこどもの遊び場
ボランティア活動	図書館・健康センターボランティアの活動
防災	避難所活用、防災備蓄倉庫

○関連する主な法令・例規等

- ・消防法
- ・災害対策基本法

5. 適正配置計画

前述の整備方針を基に、現段階で想定される新複合施設の規模を下記に示します。設計段階でさらに効果的な配置や適正規模について精査していくものとします。

(1) 各室の想定規模

施設種別	スペース名		想定される面積案 (㎡)		共用部 按分	共用部 込み面積
A 図書館	a	図書館エントランス	50	1,470	(194)	1,664
	b	一般開架スペース	700			
	c	児童開架スペース	300			
	d	視聴覚スペース	40			
	e	閲覧室	80			
	f	グループ学習室	50			
	g	書庫・作業室等	160			
	h	事務室	60			
	i	トイレ・授乳室	30			
B 健康センター	j-①	健診室(1)	110	585	(77)	662
	j-②	健診室(2)	110			
	k-①	診察室(1)	20			
	k-②	診察室(2)	20			
	l-①	相談室(1)	20			
	l-②	相談室(2)	20			
	m	栄養指導室	100			
	n	大倉庫	60			
	o	ランドリー・倉庫	45			
	p	事務室	70			
	q	トイレ	10			
C 交流スペース	r	多目的室 (大)	140	595	(79)	674
	s	多目的室 (小)	40			
	t	和室	60			
	u	飲食・休憩・交流の場	135			
	v	こどもの遊び場	180			
	w	ボランティアルーム	40			
D 共用スペース	x	総合エントランス	70	350	350	3,000
	y	トイレ・バリアフリートイレ・授乳室	80			
	z	その他のスペース	200			
合計				2,650	350	3,000

(2) 各室整備にあたっての留意事項

① 図書館

図書館全般	<ul style="list-style-type: none">・全スペースフリーWi-Fiを設置する。・自然光の書籍への影響を考慮する。
a 図書館エントランス	<ul style="list-style-type: none">・市民の交流の場として、明るく開放的で、誰もが気軽に訪れ、憩い、なごみ、心安まる空間とする。・ミツクンの活用など遊び心のある長与町らしいエントランスとする。
b 一般開架スペース	<ul style="list-style-type: none">・一般開架図書の冊数を7.2万冊とする。・天井が高く開放的で、木の香りが漂うスペースとし、静かで落ち着いた雰囲気空間とする。・ユニバーサルデザインの視点に立ち、車椅子が通れるスペースや本棚の高さを考慮するなど、すべての利用者が、安全に、かつ安心して利用できる空間とする。・本棚の隣に座ることができるスペースや温かみのある照明を設置するなど居心地のよい場とする。・カウンターは、施設全体を把握でき、管理運営がしやすい位置とし、業務内容に応じて、座位・立位のもの併設する。・車椅子閲覧席を配置する。・均斉度が高く、目が疲れない光環境とする。
c 児童開架スペース	<ul style="list-style-type: none">・児童開架図書の冊数を4.8万冊とする。・乳幼児と児童の活動範囲や動きの速さが違うため、安全性を考慮した閲覧スペースを確保し、子どもたちが親しみやすい色調やデザインの家具を配置する。・おはなし会のスペースは、子どもたちが靴を脱いで座ることができるようにし、防音ガラス等で外から中が見える仕様とする。・おはなし会を実施していないときは、一般開放し、誰もが利用できるようにする。
d 視聴覚スペース	<ul style="list-style-type: none">・DVD等を館内視聴できるように、間仕切りスペースにプレイヤーやディスプレイ、ヘッドホンを設置する。・視聴覚スペース以外でも視聴できるようにポータブルプレイヤーの館内貸出も行う。・利用者のインターネット検索用のパソコンや電源、USBポートを設置する。
e 閲覧室	<ul style="list-style-type: none">・学習に適した静かなスペースとする。複数人が座ることができるテーブル席や、仕切り板を設置した個人用の席などを設置する。・電源、USBポートを設置する。閲覧室以外でも、開架スペースの窓際に自然光を利用した明るい閲覧席も設置する。
f グループ学習室	<ul style="list-style-type: none">・教え合いや話し合いを行ったり、学習の成果を発表したりできるスペースとする。・防音ガラスを導入し、防犯の観点から部屋の外からも活動の様子が見えることとする。・パソコンを利用できるように電源、USBポートを設置する。
g 書庫・作業室等	<ul style="list-style-type: none">・閉架図書の冊数を3.0万冊とする。
h 事務室	<ul style="list-style-type: none">・想定職員数を16名とする。・スペースに余裕があり働きやすい環境とする。
i トイレ・授乳室	<ul style="list-style-type: none">・男性用・女性用・幼児用トイレ、調乳・授乳スペースを設置する。・一般開架および児童開架の両方の利用者が利用しやすい位置とする。

② 健康センター

健康センター全般	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室を除き土足禁止とする。 ・健診室、診察室、相談室はカーペット仕様とする。
j-① 健診室 (1) j-② 健診室 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・2室を設置し、繋げて使うことも想定した造りとする。 ・1室には調理準備室を設け喫食可能スペースとする。 ・集団健診や結果説明会では、多目的室も使用し、相互に行き来が出来ること。 ・診察室、相談室へ入室できること。 ・倉庫へのアクセスが容易であること。
k-① 診察室 (1) k-② 診察室 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時の医師診察室、視覚検査室として使用する。 ・2室設置し、うち1室を視覚検査も可能な室とする。 ・プライバシー面から防音性に配慮する。 ・要手洗い場。
l-① 相談室 (1) l-② 相談室 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・2室設置する。 ・プライバシー面から防音性に配慮する。 ・要手洗い場。
m 栄養指導室 (調理実習室)	<ul style="list-style-type: none"> ・食育活動、離乳食教室等を実施する。 ・調理実習室として一般利用貸出も想定する。
n 大倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・健診室、多目的室、事務室で使用する大物の備品等を収納する。
o ランドリー・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯、室内乾燥を行うことが出来ること。
p 事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・想定職員数を2名とする。 ・一般利用貸出事務を行う。 ・総合エントランスから行きやすい場所に設置する。 ・スペースに余裕があり働きやすい環境とする。
q トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用・女性用トイレを設置する。 ・健診時等に使用することを想定する。

② 交流スペース

交流スペース全般	
	<ul style="list-style-type: none"> ・全スペースフリーWi-Fiを設置する。 ・一般利用者が自由に出入りすることや貸出を想定して整備を行う。 ・和室、多目的室を中心に、災害時に避難所として使用されることを想定とした造りとする。
r	多目的室（大）
s	多目的室（小）
	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、会議、展示、成人保健事業（運動教室、健康教育、集団健診）、介護予防事業（めだか85、お元気クラブ、健康教育）に使用する。 ・多目的室（大）は健診室へ隣接する。 ・パーテーション等の設置により、大規模講演会から小規模会議まで多目的に使用できるような造りとする。 ・多目的室（小）は防音室とする。 ・防犯の観点から外から中が見える仕様とする ・一般貸出利用も想定する。（会議、サークル活動、展示、ダンス、ヨガ等軽運動、朗読会、各種教室・講座、ワークショップ、パブリックビューイングなど） ・土足禁止とする。
t	和室
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育、健康相談、座談会等を行う。 ・栄養指導室へ隣接する。 ・一般利用貸出も想定する。 ・土足禁止とする。
u	飲食・休憩・交流の場
	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ、販売等の飲食可能なスペースとして幅広い可能性から整備を検討する。 ・誰もが利用でき、多世代が交流できるスペースとする。
v	こどもの遊び場
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児が遊べる遊具等を設置する。
w	ボランティアルーム
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数団体が同時に利用できるように、仕切ることができるスペースにする。 ・ロッカーや手洗い場などを設置する。

④ 共用スペース

x	総合エントランス
	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設の総合的案内（各施設案内、イベント、トピックス等）を行う。 ・地域情報、行政情報、交通など各種の情報案内を行う。 ・デジタルサイネージ等を利用し、誰にでも使いやすい方法で分かりやすい情報を発信する。
y	トイレ・バリアフリートイレ・授乳室
	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用・女性用・幼児用・オストメイト・車いす用トイレ、おむつ交換台（成人用含む）を設置する。 ・調乳・授乳スペースを設置する。
z	その他のスペース
	<ul style="list-style-type: none"> ・通路、機械室、その他のスペース

(3) 駐車場・駐輪場と屋外機能

① 駐車場・駐輪場

新複合施設は町の中心地域にあり、様々な方面から利用者が訪れることが考えられます。駐車場や駐輪場については、想定される利用目的により、必要駐車場台数・駐輪台数を下記のとおりとします。

ア. 図書館機能スペースの利用者数及び必要駐車場・駐輪場の想定

現蔵書数 75,993 冊 → 開館時蔵書数 100,000 冊：約 1.3 倍

年間貸出冊数目標値：現在値 222,375 冊×1.3=289,000 冊・・・A

図書館基本計画貸出指標より人口一人当たり貸出 5.48 点

年間貸出者数目標値=A/5.48 点=52,737 人・・・B

年間来館者数は貸出者数に、閲覧のみの方を 20%（仮定※）上乘せすると

年間来館者数 B×120%=63,285 人・・・C

開館日数：290 日・・・D

1 日来館者数：C÷D=218 人

平日と土日の来館者数の割合を 1：1.5 と仮定※すると

土日の 1 日当たりの平均来館者数は 281 人となる。

ピーク時集中率を 24%（仮定※）と想定すると

ピーク時（土日）1 時間当たりの来館者数は 67 人となる。・・・E

自動車利用率を 80%、同乗人数を 1.5 人と仮定※し、多客時 30%の余裕を見込むと

来館者駐車台数：E×80%÷1.5 人×1.3=47 台となる。

自転車、バイク利用比率を 15%と仮定※、多客時 30%の余裕を見込むと 13 台となる。

※仮定値は現図書館の利用状況や他都市の同様施設の情報より推測し決定している。

利用目的	対象者	台数	備考
図書館	一般来館者	47 台	最大同時利用台数
	業務用	1 台	公用車 1 台
	自動車文庫用	1 台	
	二輪車	13 台	

イ. 健康センター機能スペースの必要駐車場・駐輪場の想定

利用目的	対象者	台数	備考
集団健診	受診者	45 台	最大同時利用台数 15台×3枠（90分あたりの時間枠数）=45台 ※受付時間枠1回あたり30分で15人を受け付け、1人あたり駐車時間を90分と想定
	スタッフ	7 台	事業者 5台 町・健康センター職員 2台
	大型検診車	5 台	がん検診等
	二輪車	5 台	

ウ. 交流機能スペースの必要駐車場・駐輪場の想定

利用目的	対象者	台数
その他の用途	こども遊び場等利用者	20 台

エ. 合計必要台数

駐車場	一般車両用	120 台
	大型検診車用	5 台
	自動車文庫用	1 台
駐輪場		18 台

オ. 駐車場整備における留意事項

- ・ 駐車スペースは誰もがゆったりと利用できるように広めとし、事故防止のため配列と見通しに充分配慮します。
- ・ 施設の出入口近くに障害者等専用駐車スペースを複数設置し、玄関ポーチを設けることで雨天時の入館を容易にする造りとします。
- ・ 大型バス 5 台（1 台 11m×2.5m）を利用して集団健診を実施するため、健診関連諸室と駐車スペースは近接させ、悪天時も利用者が移動しやすいように、庇や屋根の連続性に配慮します。
- ・ 自動車文庫専用駐車スペースを確保し、書籍の出し入れを容易に行うことができる位置とします。また、車両の保護や悪天時利用の観点から車庫または施設と連続性のある庇や屋根を設けます。
- ・ EV充電設備の整備を検討します。

③ 屋外施設と施設周辺の整備

○ 緑地

- ・ 緑地は、憩いや安らぎを創り出す空間として有用であるほか、地表温度上昇の緩和にも効果があり、周辺環境に配慮した緑地の整備が必要です。また、屋外イベント開催への活用等についても検討します。

○ 点字ブロック（誘導ブロック・警告ブロック）

- ・ 周辺道路の既設点字ブロック等からの誘導に配慮します。
- ・ 駐車場内は歩行者の導線に配慮した計画とし、点字ブロックについても適宜配置します。

○ 防災備蓄倉庫

- ・ 災害時の避難所として使用されることを想定し、防災備品等を備えた防災備蓄倉庫を設置します。

○ 閉館時の使用

- ・ 閉館時は駐車場を含め施錠することを基本とします。
- ・ 図書館の返却ボックスの位置や仕様に合わせた計画とします。
- ・ 後述のアクセス道路（西田原団地から町道北陽台中央線への歩行者専用通路）の導線を確保する計画とします。

○ アクセス道路

- ・ 町道北陽台中央線からの車両の出入りについて周辺道路状況と歩行者の導線に配慮した計画とします。
- ・ 西田原団地から町道北陽台中央線につながる歩行者専用通路については、通過交通があるため従来通り歩行者専用通路として導線を確保する計画とします。また、前述の閉館時の使用方法を考慮した計画とします。
- ・ 周辺の施設やバス停、駅等からの歩行者のアクセスについて、誰もが使いやすいアクセス方法を検討します。

○ 東側法面の有効活用

- ・ 東側法面は緑化法面となっており、年1回程度の除草作業を行う必要があります。この法面を有効に活用することを検討します。

○ その他賑わい

- ・ その他にも、敷地内において「賑わい」の創出につながるスペースを整備することを検討します。

6. 環境計画

新複合施設は、想定延床面積が約 3,000 m²の大規模な施設であり、エネルギーの消費量が大きくなることが想定されます。

本町は、令和 3 年（2021 年）3 月に、2050 年までに地球温暖化対策に向けた二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、ゼロカーボンシティを宣言していますが、整備にあたっては、「ゼロカーボンシティ長与」宣言や「第 3 次長与町地球温暖化対策実行計画」等の考え方に沿って、環境負荷に配慮し、温暖化防止・脱炭素化を目標とした施設を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな生活様式や事業形態への転換が求められており、安全安心の確保、各種セミナーやイベントの実施方針、日常生活での感染症対策などに加え、空間構成や衛生環境等に配慮した施設整備が求められています。

安全安心に暮らすことができる豊かな環境を未来に引き継いでいくため、資源循環、エネルギーの地産地消など地球環境への貢献に繋げるまちづくりを進めるため、次のことを踏まえた整備を行います。

① 環境評価の高い施設整備

- ・ 複層ガラスや LED 照明など省エネ性能の高い設備等の採用により、一次エネルギー消費量を削減するほか、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し、ZEB または Nearly ZEB の認証取得を目標とします。
- ・ 感染症対策を意識した換気設備の導入を検討します。

② 自然環境に配慮した緑化促進

- ・ 緑地の整備や壁面緑化など積極的な緑化の推進によって、ヒートアイランドを抑制し、みどり豊かな景観づくりを目指します。

③ 町産材の積極活用

- ・ 長与町木材利用促進基本方針に基づき、町産の木材による内外装の木質化や備品への活用を検討します。

7. 事業スケジュールと整備手法

(1) 事業スケジュール

本整備事業は、令和9年度（2027年度）の開館を目指して準備を行うこととしています。

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
整備基本計画策定等						開 館
設計プロポーザル						
基本設計						
実施設計						
建設工事						
開館準備						

※今後の進捗状況によって変更になる場合があります。

(2) 整備手法

一般的に公共施設整備に係る手法については、従来方式のほか、PFI等による民間活用の方法が考えられます。PFI方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、民間の資金と経営能力を活用し、公共施設等の設計・建設や維持管理・運営を行う方式で、予算の平準化や効率化が図れる可能性があります。事業の性質により適否がある等の注意点があります。

新複合施設の整備においては、収益性を見込むことが難しいことや、国の補助金や地方債の制度を活用し、公的資金による資金調達を予定していることなどから、従来方式とすることが望ましいと考えられます。

比較項目	従来方式	PFI方式
事業概要	地方公共団体が直営方式で、設計・建設等について、それぞれ個別に仕様書等に基づいて発注して業務を進める。	民間企業（SPC=Special Purpose Company）が、自ら資金を調達して設計・建設や運営等を行い、地方公共団体が監督を行う。
発注形式	仕様発注・分離発注	性能発注・一括発注
資金調達	公的資金（国庫補助・起債・一般財源等）	事業者調達（プロジェクトファイナンス等）
財政支出の平準化	・初期段階の財政負担が大きい。	・初期費用の分割払いが可能であるため、初期段階の財政負担が軽減され支出の平準化が出来る。
メリット	・行政主体であり事業破綻等のリスクが小さい。 ・発注者の意向が確実に反映され、運営においても行政施策との連携が図りやすい。 ・整備に要する期間がPFIと比較して短い。	・一括発注、性能発注により、民間ノウハウを活用した業務効率化が図られ、コスト削減が期待できる。
デメリット	・企業の持つ技術的ノウハウ等を活かしにくく、一体的なコスト削減の期待が低い。別途コスト削減の方策を検討する必要がある。 ・分離発注であるため、発注作業が多くなる。	・コスト重視の運営が優先される可能性がある。 ・安定的・継続的にサービスが提供できるようにリスク管理をする必要がある。 ・施設整備の前に導入可能性調査、実施方針の策定・公表、事業者選定・契約等の手続きが必要であり、整備に要する事業期間が長期となる。

8. 事業費と財源

○ 概算事業費

現時点での概算事業費は、下記のとおりです。引き続き、設計等において施設規模や設備仕様等を決定していく中で詳細な事業費の検討や精査を行っていきます。また、設計業者の選定は、工事等に係る初期費用や維持管理費用の縮減の観点も重視しながら行っていきます。

費目	概算事業費
設計費	120,000 千円
監理費	32,000 千円
建設工事費	1,682,000 千円
外構費	100,000 千円
備品購入費	242,000 千円
事務費等	53,000 千円
合計	2,229,000 千円

○ 補助金

財政負担の軽減を図るため、あらゆる面から活用できる国や県の補助制度等について引き続き研究するものとしします。

○ 地方債

将来世代にわたる財政負担の平準化を図るため、地方債を活用していくものとしします。地方債の活用にあたっては、本町の財政状況に最も適した地方債を活用します。

9. 管理運営計画

(1) 施設利用

① 開館時間・休館日

現行図書館の開館時間は「火曜日～日曜日 10時～18時」、休館日は「毎週月曜日、祝日、年末年始、お盆、図書整理日、蔵書整理期間」です。また、現行健康センターの開館時間は「月曜日～金曜日 9時～15時45分」、通常の休館日は「土・日、祝日、年末年始、お盆」となっていますが、事業の実施に応じて開館しています。

新複合施設では、従来の2施設の機能に加え新たな「子どもの遊び場」など、これまでと異なる幅広い層の方々に施設を利用していただくことを想定しており、利用者の利便性や需要を考慮しながら適切な開館時間・休館日を検討することとします。

② 利用登録要件・利用料金

現行図書館の利用登録要件は「長与町に住んでいる人、長与町に通勤・通学している人、長崎市・時津町・諫早市に在住の人」です。また、現行健康センターの利用者は、町民を中心とした各事業の対象者です。

新複合施設では、誰もが利用できる「多目的室」などの一般貸出し可能なスペースの整備が想定されており、多くの方が利用できるように、利用要件や料金の検討を行います。

(2) 運営・管理体制

複数の機能が複合するため、機能ごとに求められる専門性を維持しつつ、効率的な運営体制を構築します。

一体的な利用者対応、事業連携、施設維持管理等の観点から、複合施設館長（仮称）を中心とした施設運営体制を構築し、各業務部門が専門性を発揮できる体制を検討します。公共施設の運営にあたっては、指定管理者による委託の手法もありますが、図書館および健康センターにおける事業特性から、司書や専門職の資質が住民サービスの向上に直接繋がるものであり、長期的な観点から人材の確保と育成が最も重要な課題となるため、町の直営方式を基本とします。